

ID: 1104

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第10条（第30条第2項において準用する場合に限る。）		
例 規 番 号	令和6年条例第12号		
【根拠条文】 （利用料金の減額又は免除） 第10条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市民文化プラザ条例施行規則第9条の規定による。 （利用料金の減額又は免除） 第9条 条例第10条に規定する利用料金の減額又は免除に係る理由及び減免率は、別表第3のとおりとする。 2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者に申請(以下「減免申請」という。)しなければならない。 3 指定管理者は、減免申請を受けたときは、速やかにその承認の可否を決定し、その結果を申請者に対し書面により通知する。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日